

別表3 (燐含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲)

	業種その他の区分	燐含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)		備考
		(1) (イ)	(2) (ロ)	
一	畜産農業(日平均排水量1、 000m以上の事業場の場合 に限る。)	八	四〇	
二	畜産農業(日平均排水量1、 000m未満の事業場の場合 に限る。)			
三	天然ガス鉱業	三	四	
四	非金属鉱業	四	五	
五	肉製品製造業	四	一六	
六	乳製品製造業	五	一六	
七	畜産食料品製造業(前二項に 掲げるものを除く。)	八	一六	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	三	七・五	
九	寒天製造業			
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業			
一一	水産練製品製造業	三	二	
一二	冷凍水産物製造業			
一三	冷凍水産食品製造業	四	二	
一四	水産食料品製造業(八の項か ら前項までに掲げるものを除 く。)	三	二	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保 存食料品製造業	三	二	
一六	野菜漬物製造業	三	七・五	
一七	味噌製造業	四	七・五	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造 業	八	九	
一九	化学調味料製造業	三	八	
二〇	ソース製造業	三	七・五	
二一	食酢製造業			
二二	砂糖精製業			
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖 製造業			
二四	小麦粉製造業			
二五	パン製造業			
二六	生菓子製造業	六	七・五	
二七	ビスケット類・干菓子製造業	三	七・五	
二八	米菓製造業			
二九	パン・菓子製造業(二五の項 から前項までに掲げるものを 除く。)			
三〇	植物油脂製造業			

(一) 燐又はその化合物を脱ガム剤とし





<p>は板紙製造業でグランドパ ルプ製造工程、リファイナーク ランドパルプ製造工程又はサ ーモメカニカルパルプ製造工 程に係るもの</p>	<p>七九 パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業で未さらしケミ グランドパルプ製造工程又は 未さらしセミケミカルパルプ 製造工程に係るもの（次項に 掲げるものを除く。）</p>	<p>八〇 パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業でさらしケミグ ランドパルプ製造工程（前工 程の未さらしケミグランドパ ルプ製造工程を含む。）又はさ らしセミケミカルパルプ製造 工程（前工程の未さらしセミ ケミカルパルプ製造工程を含 む。）に係るもの</p>	<p>八一 パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業で未さらしクラ フトパルプ製造工程に係るも の（次項に掲げるものを除 く。）</p>	<p>八二 パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業でさらしクラフ トパルプ製造工程（前工程の 未さらしクラフトパルプ製造 工程を含む。）に係るもの</p>	<p>八三 パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業で古紙を原料と するパルプ製造工程に係るも の（次項に掲げるものを除 く。）</p>	<p>八四 パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業で古紙を原料と し脱インキ又は漂白を行うパ ルプ製造工程（前工程の離解 工程を含む。）に係るもの</p>	<p>八五 パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業で木材又は古紙 以外のものを原料とするパル プ製造工程に係るもの</p>	<p>八六 パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業でグランドパル プ、リファイナークランドパ ルプ又はサーモメカニカルパ</p>



一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	二	五	一	三		
一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	二	五	一	三		
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	二	五	一	三	燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六・五、二四、四八とする。	
一一四	石油化学系基礎製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	二	五	一	三	燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六・五、二四、四八とする。	
一一五	脂肪族系中間物製造業	二	五	一	三・五	燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六・五、二四、四八とする。	
一一六	メタン誘導品製造業				三		
一一七	発酵工業				三		
一一八	コールタール製品製造業						
一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	二	五	一	三	燐又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六・五、二四、四八とする。	
一二〇	プラスチック製造業	二	五	一	三		
一二一	合成ゴム製造業	二	五	一	三		
一二二	有機化学工業製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	二	五	一	三	有機燐系農薬原体製造工程にあつては、第三欄（イ）（ロ）の値は、六〇とする。	
一二三	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	二	三	一	二・五		
一二四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの						
一二五	合成繊維製造業						
一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業						
一二七	石けん・合成洗剤製造業						
一二八	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）						
一二九	塗料製造業						
一三〇	印刷インキ製造業						
一三一	医薬品原薬・製剤製造業	二	六	一	五	医薬品原薬製造工程（燐又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第三欄（イ）（イ）及び（ロ）の	





一九七	可鍛鑄鉄製造業								
一九八	鉄粉製造業								
一九九	鉄鋼業（一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）								
二〇〇	非鉄金属製造業								
二〇一	電気めっき業	二	五・五	一	三・五				<p>燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四、八、一、四・五とする。</p>
二〇二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	二	五・五	一	三・五				<p>(一) 溶融めっき工程（燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限り。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四、八、一、四・五とする。</p> <p>(二) アルマイト加工工程（燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限り。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八、五〇、一、八・五とする。</p>
二〇三	一般機械器具製造業	二	三	一	二・五				
二〇四	プリント配線基板製造業	二	三	一	二・五				
二〇五	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除く。）	二	三	一	二・五				<p>(一) 民生用電気機械器具製造工程（燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限り。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六、八、一、六・五とする。</p> <p>(二) 半導体素子製造工程にあつては、第三欄（一）（ロ）の値は、八とする。</p>
二〇六	輸送用機械器具製造業	二	四	一	三・五				<p>自動車・同付属品製造工程（燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限り。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四、八、一、四・五とする。</p>
二〇七	精密機械器具製造業	二	四	一	三				<p>時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八、九、一、四・五とする。</p>
二〇八	ガス製造工場	二	四・五	一	三・五				
二〇九	下水道業	一	四	一	四				<p>(一) 活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中の燐を除去できる方法より高度に下水中の燐を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の燐を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、第三欄（一）（ロ）及び（二）（ロ）の値は、二と</p>

二二〇	空瓶卸売業		四	五	二	四・五	(二)高濃度の燐を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(活性汚泥法、標準散水床法その他これらと同程度に下水中の燐を除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあつては、第三欄(一)(口)及び(二)(口)の値は、八とする。
二二一	共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律代百六十号)第五条の二に規定する施設をいう。)		四	五	二	四・五	
二二二	弁当仕出屋又は弁当製造業		四	一〇	二	四・五	
二二三	飲食店		四	八	二	五	
二二四	旅館		四	五	二	四・五	
二二五	リネンサプライ業		五	八	一	六	
二二六	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)		四	五	二	四・五	
二二七	商業写真業		四	五	二	四・五	
二二八	写真業(前項に掲げるものを除く。)		四	五	二	四・五	
二二九	自動車整備業						
二三〇	病院						
二二二	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇人以上のものに限る。)		二	八	一	四	第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一、三・五、一、三・五とする。
二二三	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇人以上のものに限る。)		二	八	一	五	第一欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一、三・五、一、三・五とする。
二二三	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)		二	八	一	四	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(一)(口)及び(二)(口)の値は、それぞれ四、三とする。
二二四	ごみ処理業		四	五	二	四・五	
二二五	廃油処理業		四	五	二	四・五	
二二六	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)		四	八	一	四・五	

二二七	死亡獣畜取扱業								
二二八	と畜場		四	一〇	二	四・五			
二二九	中央卸売市場		四	五	二	四・五			
二三〇	地方卸売市場								
二三一	試験研究機関（水質汚濁防止 法施行規則第一条の二各号に 掲げるものをいう。）								
二三二	一の項から前項までに分類さ れないもの		一	八	一	八			